

## 産業廃棄物処理計画書

令和4年 5月24日

豊橋市長 殿

## 提出者

住所 愛知県豊橋市明海町4番35

氏名 吉野石膏株式会社三河工場 工場長 小出忠弘

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0532-23-3151

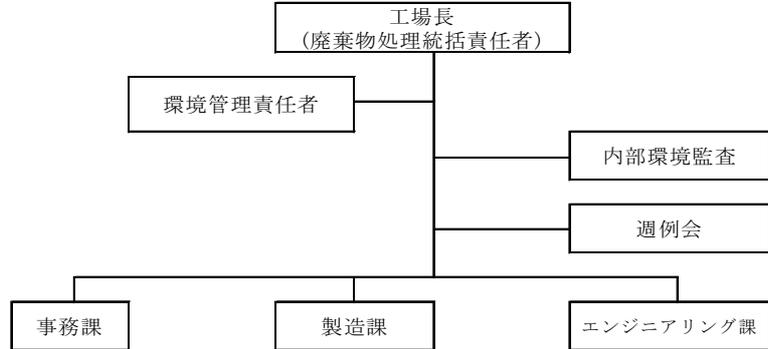
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	吉野石膏株式会社 三河工場
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町4番35
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	6,737百万円
③ 従業員数	52名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙(図1～図6)の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【三河工場 ISO14001管理体制図】



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙（表1）			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙（表1）			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙（表1）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック	ガラス・陶磁器屑	木くず（廃パレット）	汚泥	廃油
	排出量	5,385 t	40 t	10 t	50 t	2 t	39 t
	（これまでに実施した取組） 燃え殻は木屑ボイラーの燃焼効率を高める運転方法を模索しながらの稼働を行ったが、製造の停止切り替え増により目標に届かなかった。 その他については新型コロナウイルス感染症及び景気低迷等により、効率の良い生産活動ができず臨機応変な対応に追われてしまった。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック	ガラス・陶磁器屑	木くず（廃パレット）	汚泥	廃油
	排出量	5,300 t	20 t	8 t	40 t	1 t	10 t
製造の停止切り替え削減に努め、ボイラー燃焼で発生する「燃え殻」排出量の抑制に努めます。 廃棄していたフレコンバックをリユース品として販売し「廃プラ」排出量を半減する。							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙（表2）

②現状	【目標】						
	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック	ガラス・陶磁器屑	木くず（廃パレット）	汚泥	廃油
	全処理委託量	5,385 t	40 t	10 t	50 t	2 t	39 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	4,932 t	24 t	0 t	50 t	2 t	39 t
	認定熱回収業者への処理委 託量	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託 量	t	t	t	t	t	t
<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>燃え殻は木屑ボイラーの燃焼効率を高める運転方法を模索しながらの稼働を行ったが、製造の停止切り替え増により目標に届かなかった。 その他については新型コロナウイルス感染症及び景気低迷等により、効率の良い生産活動ができず臨機応変な対応に追われてしまった。</p>							

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙 (表3)		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙（表3）

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック	ガラス・陶磁器屑	木くず（廃パレット）	汚泥	廃油
	全処理委託量	5,300 t	20 t	8 t	40 t	1 t	10 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	4,850 t	18 t	0 t	40 t	0 t	10 t
	認定熱回収業者への処理委 託量	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託 量	t	t	t	t	t	t
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>燃え殻排出量の減量（製造停止切り替え低減）及び再資源化率アップ（セメント原料化）を目指し、引き続き発生抑制に努める。  <b>【製造工程の検討と再生利用ルート確保を継続します。】</b>                  その他については、再度リユース可能なものを見つけ出し排出量削減に努めます。</p>							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。